

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○ 報酬算定・運営基準

「介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて」

「平成31年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」

### ○ お知らせ

「離職時介護福祉士等届出制度をご利用ください！」

「申込期限迫る！「高齢者見守り人材向け出前講座」福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！」

平成31年 3月1日発行 第176号

## 報酬算定・運営基準

### ○ 介護サービス事業者の運営法人の変更に係る取扱いについて

昨今、東京都では法人の分割や合併等による介護サービス事業所の運営法人の変更に係る御相談を数多くいただいております。

運営法人（法人格）を変更する場合の留意点について、以下のホームページに掲載しましたので、今後運営法人の変更を予定されている事業者の皆さまは、十分にご確認・ご検討いただいた上、各種手続きを行っていただきますようお願いいたします。

#### ○ 【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>新規事業者指定手続き・研修について

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/guidebook.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html)

【お問合せ先】 介護保険課（介護事業者担当） TEL：03-5320-4593

## ○ 平成31年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

ついては、平成31年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成30年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成31年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成30年度（4月から2月まで）の営業月が6月に満たない事業所または平成31年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。  
**(※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。)**

**受付期間 平成31年3月1日から3月15日(金曜日)まで【期限必着】**

計算方法や必要書類等の案内は、下部 URL からダウンロードできます。

### ◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（介護老人保健施設除く）」

【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【提出及びお問合せ先】

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

### ◆通所リハビリテーション（介護老人保健施設みなし指定）

【計算方法・必要書類等掲載先】

東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及びお問合せ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

## ○ 離職時介護福祉士等届出制度をご利用ください！

2017年4月1日より離職時介護福祉士等届出制度がスタートしました。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となり、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。

そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも円滑に介護の仕事で再び活躍いただけるように、都道府県福祉人材センターに届け出ることを努力義務として規定しました。それに伴い、社会福祉事業等を経営する方は、届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めるものとされました。

福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供、知識・技術の再習得研修や職場体験、再就職をご希望の場合は最適な就業場所の紹介といった福祉人材センターによるサービスを継続して受けることができます。

届出は、離職時だけではなく、就労している方もすることができます。また、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届け出ると同様のサービスを受けることができます。

届出は、「福祉のお仕事」ホームページから簡単に手続きできます。事業者の方は、従事者が離職される場合等は、ぜひ本制度について情報提供いただき、介護に従事する方々の資格が有効に活用されるようご協力ください。

○「福祉のお仕事」ホームページ <https://www.fukushi-work.jp/>

### ○問合せ先

- ・福祉保健局生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL：03-5320-4049
- ・東京都福祉人材センター TEL：03-5211-2860

## ○ 申込期限迫る！「高齢者見守り人材向け出前講座」

## 福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



(チラシ表紙)



(テキスト表紙)

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	<b>無料</b>
申込条件	<b>申込者</b> 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 <b>受講者</b> 原則10人以上
申込受付期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月11日(月曜日)まで <b>【先着300回】</b>
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)  
>高齢者見守り人材向け出前講座

([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局  
FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)